

# 有害使用済機器に関する届出の手引き

**【利用上の注意】**

本手引きは、新潟市内で有害使用済機器の保管及び処分又は再生に係る届出の際に参考としていただくために作成したものです。そのため、記載した内容の取扱いが他自治体と異なる場合がありますので、本市に届け出る場合のみご利用ください。

新潟市環境部廃棄物対策課廃棄物指導室

平成 30 年 8 月

## はじめに

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器等(以下、「使用済機器」という。)が、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ(いわゆる雑品スクラップ)などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、改正廃棄物処理法(平成30年4月1日施行)では、**廃棄物以外の使用済機器**のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに**有害使用済機器**として位置付け、その保管又は処分を業として行う事業者に、都道府県知事等(政令市は市長)への届出、処理基準の遵守等が義務付けられました。

## 届出の受付窓口 ※届出を行う際は、必ず事前にご連絡をお願いします。

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市環境部廃棄物対策課廃棄物指導室

TEL 025-226-1411 FAX 025-230-0465

## 届出方法等

- 提出方法 上記受付窓口へ持参
- 提出部数 正本・副本の2部 (副本の1部は返却します)
- 手数料 不要
- 受付時間 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時30分
- 届出書

届出様式(新規届出・変更届出・廃止届出)は、本手引の様式をコピーするか、本市のホームページからダウンロードしてください。

### 【ダウンロードページ】

トップページ →くらし・手続き →ごみ・リサイクル →事業者の皆さんへ →有害使用済機器保管等業者(雑品スクラップ)について  
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyousha/yuugai.html>

## ※有害使用済機器とは

「使用済機器(廃棄物を除く)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定められた機器」であり、政令では次頁(P2)のとおり定められています。

このため、使用を終了していないリユース品や修理して再度使用する予定の機器は対象から除かれます。

## ※有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し、適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境の保全上支障がないようにする必要があります。

なお、詳細については、本市のホームページに掲載されている、環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」をご覧ください。

## 有害使用済機器の指定（本制度の対象は以下の機器となります。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器）

第十六条の二 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
- イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
- ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

## 申請書類について

申請書類一式	新規	変更	廃止
<b>有害使用済機器保管等届出書(様式第三十五号の二)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合は氏名</li> <li>・法人(企業、団体等)の場合は登記上の名称及び代表者の氏名</li> <li>・事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所(都道府県から番地まで)</li> </ul> <p>※事業開始10日前までに届出受理されている必要があります。法改正の施行日(平成30年4月1日)に、既に有害使用済み機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月(平成30年10月1日まで)までに届出が受理されている必要があります(猶予期間)。</p>	○	-	-
<b>有害使用済機器保管等変更届出書(様式第三十五号の三)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称及び住所、(法人の場合)代表者の氏名</li> <li>・届出を行った年月日</li> <li>・変更の内容</li> <li>・変更の理由</li> <li>・変更予定年月日</li> </ul> <p>※届出事項の内容に変更をしようとする場合には、基本的に変更の10日前までに事業場を所管する都道府県等へ届け出る必要があります。</p>	-	○	-
<b>有害使用済機器保管等廃止届出書(様式第三十五号の四)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出を行った年月日</li> <li>・廃止した事業の範囲</li> <li>・廃止の理由</li> <li>・廃止の年月日</li> </ul> <p>※有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後10日以内に、事業場を所管する都道府県等へ届け出る必要があります。</p>	-	-	○
<b>添付書類</b>			
<b>事業計画の概要【別紙1:記載例参照】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全体計画</li> <li>・処理の方法(保管・処分の別)</li> <li>・取扱品目(品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先)</li> </ul>	○	△	-
<b>事業場の平面図及び付近の見取図【別紙2:記載例参照】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の状況がわかる平面図</li> <li>・事業場の周辺の状況がわかる見取図</li> </ul>	○	△	-
<b>(事業の用に供する施設を設置する場合)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</li> </ul>	○	△	-

<b>届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類</b> 土地の登記簿謄本(申請の3ヶ月以内に発行されたもの)等(借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要)	○	△	-
<b>(処分又は再生を業として行う場合)【別紙3:記載例参照】</b> 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 ・処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの	○	△	-
<b>(個人の場合)</b> 住民票の写し(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)	○	△	-
<b>(法人の場合)</b> 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)	○	△	-
<b>(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)</b> 法定代理人の住民票の写し ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)	○	△	-
○ 必要書類 △ 変更がある場合に添付が必要			

記載例

有害使用済機器保管等届出書

・日付は空欄で持参し、届出書受付時に記載してください

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 殿

・法人の場合  
 登記事項証明書どおりに記載してください  
 ・個人の場合  
 住民票どおりに記載してください

届出者  
 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 新潟県新潟市〇区〇丁目〇番〇号  
 氏名 株式会社 〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目：                  電気掃除機、扇風機 等                  (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)                  処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇事業場 電話番号                  新潟県新潟市〇区〇丁目〇番〇号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇                  事業場 同上 電話番号 同上                  面積 〇〇〇〇㎡</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地：同上                  面積：〇〇㎡ 最大高さ：5m                  品目：電気掃除機、扇風機 等                  (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第20号に定める機器)                  保管場所② 所在地：同上                  面積： 〇㎡ 最大高さ：3m                  品目：ゲーム機、デジタルカメラ 等                  (廃棄物処理法施行令第16条の2第21号～第32号に定める機器)</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>事業場：〇〇事業場 所在地：同上                  品目：電気掃除機、扇風機 等                  (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>〇〇事業場、所在地：同上                  破砕機(シュレッダー) 1台 設置場所：同上                  〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力：10t/日</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社 ○○○○	〒○○○-○○○ 新潟県新潟市○区○丁目○番○号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
<b>備考</b>		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

## 事業計画の概要

## 記載例

## 事業の全体計画

- ・一般家庭や事業所から引き取った有害使用済機器を事業場で保管及び処分する。
- ・取り扱う品目は下記のとおり。
- ・届出書記載の保管場所①で保管するものは、破砕機で破砕し、金属原料のみを選別後、売却する。
- ・届出書記載の保管場所②で保管するものは、金属原料として売却する。
- ・有害使用済機器の保管及び処分に伴って廃棄物が発生した場合は、産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に処理する。

## 業務を行う時間、休業日等

- ・平日の8時～16時(土・日・祝日は休み)

## 保管場所

- ①有害使用済機器保管等届出書のとおり
- ②有害使用済機器保管等届出書のとおり

## 取扱品目（品目毎の受入予定量等）

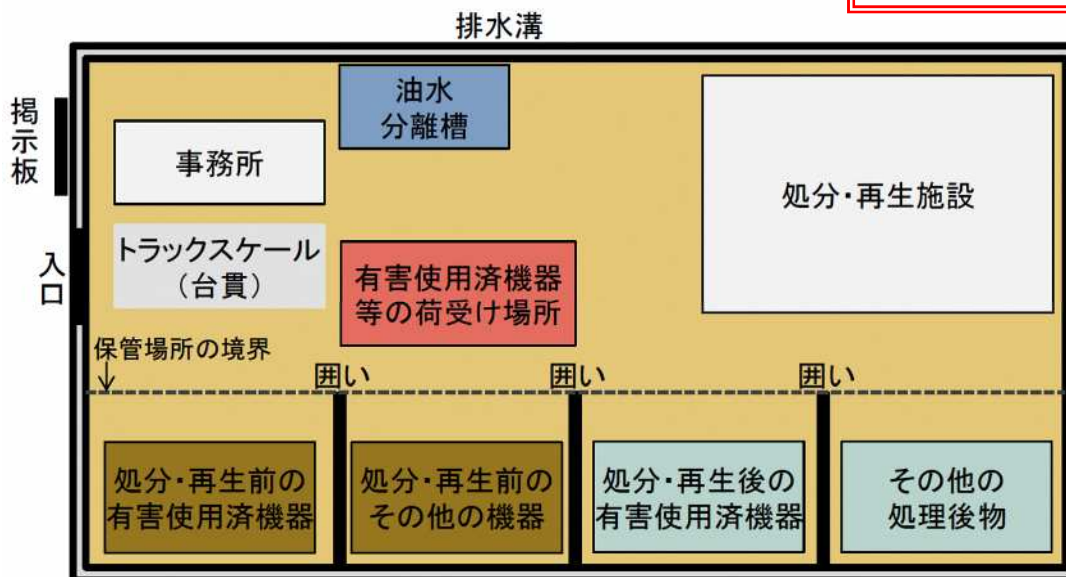
品目 (番号は保管場所)	受入 予定量	予定受入先 事業者	処分(再生) 方法	予定持出先(事業場の名称及び所在地)
①電気掃除機	50kg/月	一般家庭	破砕	株〇〇〇〇 新潟県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
①扇風機	50kg/月	同上	破砕	同上
①電気ストーブ	100kg/月	同上	破砕	同上
②ゲーム機	10kg/月	同上		同上
②デジタルカメラ	5kg/月	一般家庭 株〇〇〇		同上
②パーソナル コンピュータ	50kg/月	〇〇〇〇(株)		同上
	/月			
	/月			

備考：取り扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること



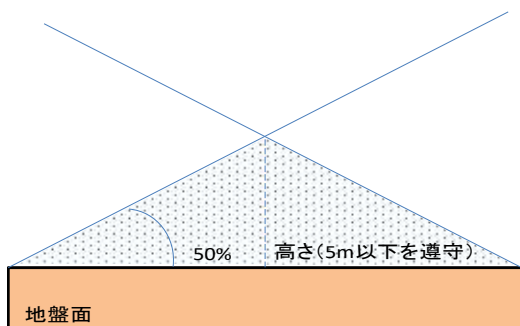
事業場の平面図

記載例

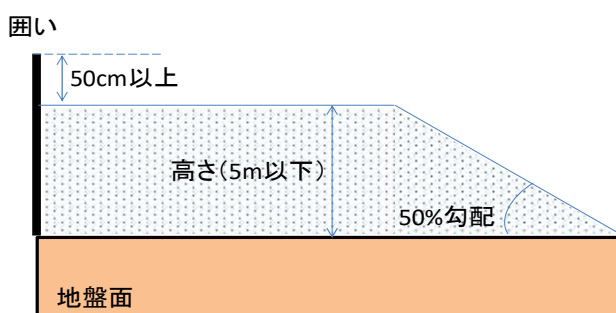


有害使用済機器の保管基準について

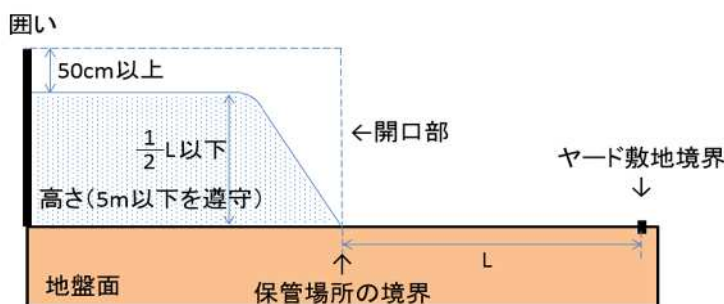
【堅牢な囲いに接しない場合】



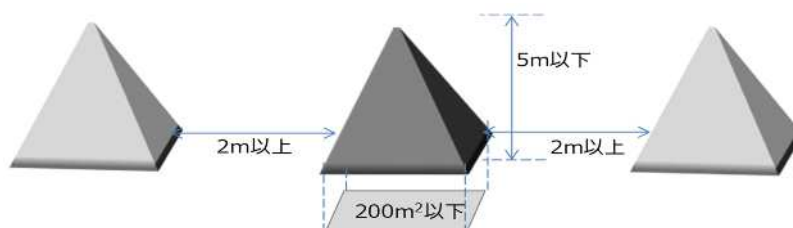
【一方が堅牢な囲いに接する場合】



【三方が堅牢な囲いに接する場合】



【離隔距離の基準】



備考:上記平面図の他、事業場の周辺の状況がわかる見取図も必要となります。

**(処分又は再生を業として行う場合)**

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

記載例

**処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類**

- 1 廃プラスチック類
- 2 金属くず
- 3 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 4 ○○
- 5 ○○○○

**処理方法等**

- 1 (株)○○○○新潟営業所に処理を委託し、埋立処分する。
- 2 鉄鋼製品の原料として、○○○(株)へ売却する。
- 3 ○○○○(株)に処理を委託し、埋立処分する。
- 4 ○○○(株)に処理を委託し、焼却処分する。
- 5 ○○○(株)に処理を委託し、焼却処分する。

有害使用済機器保管等変更届出書

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 殿

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
新潟県新潟市〇区〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 〇〇 〇〇	〇〇 △△

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	住 所

変更の理由	代表取締役の新任退任
-------	------------

変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
---------	-----------

備考  
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等廃止届出書

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 殿

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
新潟県新潟市〇区〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>処分（再生を含む）の廃止</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>

備考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）



(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等変更届出書

年 月 日

新潟市長 殿

届出者  
住所

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

変更の理由	
-------	--

変更予定年月日	
---------	--

備考  
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>新潟市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年      月      日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
備 考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

（日本工業規格 A列4番）